

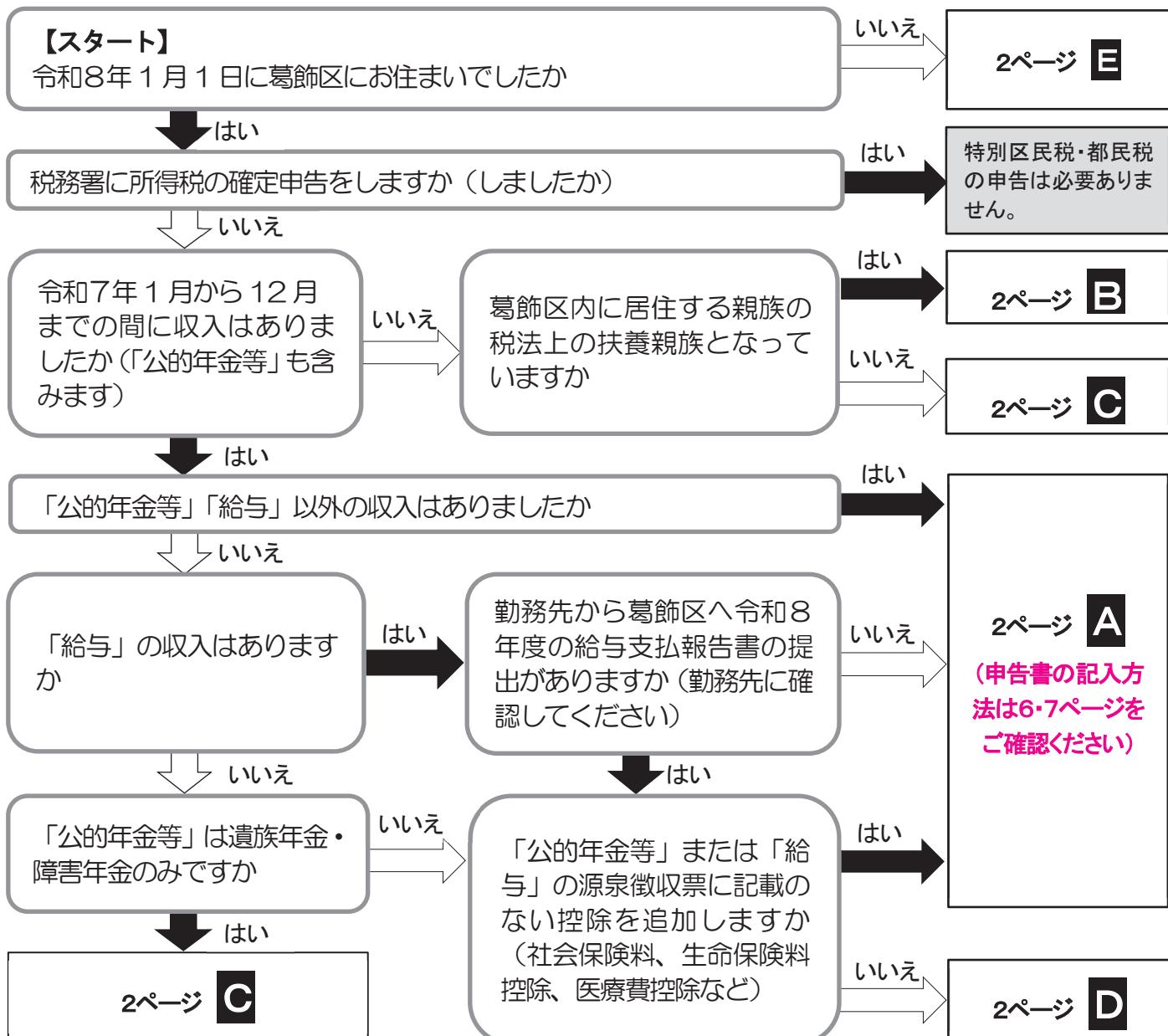
令和8年度 特別区民税・都民税(住民税)申告の手引き



申告期間は、令和8年2月16日(月)から3月16日(月)までです。

- 混雑緩和のため、電子や、郵送による申告(3ページ参照)にご協力ください。
- 申告期限後であっても申告は受け付けますが、特別区民税・都民税の決定および、課税・非課税証明書の交付が遅れる場合があります。
- 所得税の確定申告書は葛飾税務署へ提出してください。葛飾区役所ではお受けできません。

以下の質問の、はい → いいえ → にそって進んでいただいた結果を参考に、申告が必要な方は特別区民税・都民税の申告書をご提出ください(なお、結果によっては申告が不要な場合もあります)。



(問い合わせ先) 葛飾区役所 税務課 課税係

電話03(5654)8550【直通】

電話03(3695)1111【代表】

(所得税について) 葛飾税務署
(個人事業税について) 台東都税事務所

電話03(3691)0941【音声案内】

電話03(3841)1271

A 収入があり、申告が必要な方

次のア～ウのいずれかに該当する方は、区役所で特別区民税・都民税の申告が必要です。6～14ページを参照し、申告書に記入してください。なお、税務署へ所得税の確定申告をした場合は、区役所への特別区民税・都民税の申告は不要です。

- ア 給与収入があり、勤務先から葛飾区へ給与支払報告書の提出がされていない方
(提出の有無は勤務先にご確認ください)
- イ 給与、公的年金等の収入があり、源泉徴収票に含まれていない控除を追加する方
- ウ 給与、公的年金等以外の収入がある方で、税務署での確定申告の必要がない方 など

【税務署で所得税の確定申告が必要となる方】 詳しくは税務署にお問い合わせください。

- * 給与、公的年金等以外の収入がある方で、収入金額から必要経費を差し引いた金額の合計が、所得控除金額を超える方
- * 給与所得があり、次のア～エに該当する方
 - ア 給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - イ 給与以外の所得金額が20万円を超える方
 - ウ 2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - エ 退職等により年末調整を受けていない方
- * 公的年金等の収入金額は400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超える方
- * 医療費控除や住宅借入金等特別税額控除などにより、所得税の還付を受ける方 など

B 葛飾区内に居住する親族の税法上の扶養親族となっている方

【B-1】申告が必要な方：所得金額（0円を含む）の記載がある非課税証明書が必要な方

この場合、収入がなかった旨の申告が必要です。5ページ「申告書の記入方法（収入のなかった方）」を参照し、申告書に記入してください。

【B-2】申告が必要な方：上記【B-1】以外の方

C 収入がなかった方

【C-1】申告が必要な方

次のア～カのいずれかに該当する方は、申告が必要です。5ページ「申告書の記入方法（収入のなかった方）」を参照し、申告書に記入してください。

- ア 国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方（保険料の算定や高額療養費等の給付に影響があります）
- イ 都営住宅にお住まいの方
- ウ 児童手当などを受けている方
- エ 何らかの理由で非課税決定が必要な方
- オ 所得金額（0円を含む）の記載がある非課税証明書が必要な方

【C-2】申告が必要な方

上記【C-1】以外で、収入がなかった場合は、特別区民税・都民税の申告義務はありません。ただし、申告しない場合は未申告となるため、再度、区から申告書や申告を促す通知等が郵送される場合があります（その場合も申告書の提出は不要です）。

D 課税資料が葛飾区に届いているため、申告が必要な方

次のアまたはイに該当する方は、課税資料（給与支払報告書、年金支払報告書）により特別区民税・都民税を計算するため、申告不要です。ただし、課税資料に記載されていない控除を追加する場合は、申告が必要です。

- ア 給与収入のみで、勤務先から葛飾区へ給与支払報告書が提出されている方
(提出の有無については、勤務先にご確認ください)
- イ 公的年金収入のみの方

E 1月1日に葛飾区にお住まいの方

1月1日現在にお住まいだった区市町村へお問い合わせください。

なお、1月1日に葛飾区に住民登録があるが、実際は海外にお住まいの方は、申告書の「16 単身赴任・海外出張をしている方」に記入し、申告してください。

【申告のしかた】

混雑緩和のため、電子申告または郵送申告にご協力ください。

混雑時は整理券を配布するなどの入場制限を実施します。

【電子申告する場合】令和8年度より電子申告ができるようになりました！

スマートフォンまたはパソコンで、eLTAX（エルタックス）からマイナンバーカードを利用して申告ができます。
*eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用し、地方税における手続きを電子的に行うシステムです。

手続きの概要については、右記二次元コードの特設ページよりご確認ください。



【郵送申告する場合】

(1) 申告書を記入します。

収入がなかった方 → 5ページを参照し、記入してください。

収入があった方 → 6～14ページを参照し、記入してください。

* 後日連絡することもありますので、電話番号等の連絡先は必ず記入してください。

▲個人住民税申告の
電子化にかかる特設ページ

(2) 申告に必要なもの（4ページを参照）を用意します。

* 個人番号確認書類、身元確認書類は、コピーをご用意ください。

(3) 申告書と（2）で用意したもの同封の緑色の封筒に入れ、「簡易書留」で郵便局の窓口から郵送します。

* 封筒に入りきらない場合は、大きめの封筒をご用意ください（この場合、郵送料は申告される方の負担となります）。

* **書類は原則として返却しません。**返却を希望される場合は、どの書類を返却するのかを書いたメモと返信用封筒（宛先を記入し切手を貼ったもの）を同封してください。

【窓口で申告する場合】

- * 下表の会場・日程で受け付けます。なお、**葛飾区役所3階窓口での申告受付は来庁日時の事前予約が可能です。**詳しくは区ホームページ（ページ番号：1036727）をご覧ください。
- * 区ホームページの住民税試算システムより、試算や申告書の作成ができます。詳しくは区ホームページ（ページ番号：1033629）をご覧ください。
- * 例年、受付印を押した受付票をお渡ししていましたが、今年度より対応を終了します。

申告会場	日 程	受付時間
葛飾区役所 2階区民ホール	2月16日（月）～3月16日（月） (土・日・祝日を除く)	
新小岩北地区センター	2月19日（木）、2月20日（金）	
柴又地区センター	2月24日（火）、2月25日（水）	午前9時から
亀有地区センター	2月26日（木）、2月27日（金）	午後4時30分
新小岩地区センター、高砂地区センター	3月3日（火）、3月4日（水）	
堀切地区センター、水元地区センター	3月5日（木）、3月6日（金）	
金町地区センター	3月11日（水）、3月12日（木）	

窓口・郵送の申告に必要なもの

- * 申告の資料として、課税（非課税）証明書を提出する必要はありません。
- * 下記①～⑤に記載の必要書類以外は同封しないでください。必要書類以外のコピーが同封されていた場合については区で適切に処分させていただきます。

① 申告書

② 個人番号確認書類（申告者本人のもの）

「マイナンバー（個人番号）カード（裏面）」「通知カード」「個人番号記載の住民票」のうち、いずれか1点

③ 身元確認書類（申告者本人のもの） 次のAの中から1点 または Bの中から2点

A (1点で良いもの)	B (2点必要なもの)
<ul style="list-style-type: none">● マイナンバー（個人番号）カード（表面）● 運転免許証● 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降のものに限る)● パスポート● 身体障害者手帳● 精神障害者保健福祉手帳・療育手帳（愛の手帳）● 在留カード● 特別永住者証明書 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">● 年金手帳（国民年金手帳）● 各種年金証書● 税金等の領収書、公共料金の領収書 (領収日から3か月以内)● 生活保護受給証明書● 国または地方公共団体が発行した受給者証、医療証、医療券● 官公署または公的機関が送付・発行した氏名、生年月日または住所が記載されている書類 <p>など</p>

該当する身元確認書類をお持ちでない場合は、お問い合わせください。

④ 令和7年中の収入金額がわかるすべての書類【コピー可】

例) 年金収入の方は、令和7年分の公的年金等の源泉徴収票

例) 給与収入の方は、令和7年分の給与所得の源泉徴収票（源泉徴収票がない場合は給与明細等）

※収入資料がない場合には受付できません。

⑤ 控除に関する書類（該当するもののみ。詳しくは10～14ページをご覧ください。）

- 国民年金（基金）保険料の「控除証明書【原本】」又は「領収書【コピー可】」
- 「医療費控除の明細書」、高額療養費などの給付金額がわかるもの【コピー可】
 - * 領収書での受付はできません。必ず明細書を添付してください。
 - * 「医療費通知【原本】」を提出する場合で、医療費通知に記載の医療費以外がないときは明細書は省略できます。
- 生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料などの「控除証明書【原本】」
- 「身体障害者手帳」や「障害者控除対象者認定書」など【コピー可】
- 海外在住の扶養親族がいる場合、「親族関係書類【原本】」「送金証明書【コピー可】」など
 - * 外国語の文書は日本語訳を添付してください。
- 「寄附金領収書【原本】」、「寄附金受領証明書【原本】」など

代理申告について

窓口にお越しになる方が本人と同一世帯ではない方（代理人）の場合は、次のア～ウの書類が必要です。

ア 上記①、②および④、⑤の書類

イ 代理人の身元確認書類（内容は上記③と同様。コピーをとらせていただく場合があります。）

ウ 代理権確認書類

任意代理人の場合 … 委任状【原本】

法定代理人の場合 … 戸籍謄本、後見人等の登記事項証明書、その他資格を証明する書類【いずれも原本】

委任状の様式は葛飾区公式HP（ページ番号：1007408）に掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

申告書の記入方法（収入のなかった方）

以下の手順にしたがって記入してください。

- (1) 申告書に氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・マイナンバー(個人番号)等を記入してください。
(すでに印字されている箇所については記入不要です)
1月1日の住所と現在の住所が異なる場合は、現在の住所も記入してください。印字されている住所が異なる場合には正しい住所を記入してください。
職業欄には前年の12月末時点の状況を記入してください。

【例】

令和8年(2026年)度 特別区民税・都民税申告書

葛飾区長あて

年月日提出

1月1日現在の住所	葛飾区立石5-13-1	電話番号	03-3695-1111
現在の住所	※1月1日の住所と異なる場合は印字されている住所と異なる場合は最新の住所を記入してください	職業	無職
フリガナ	カツシカ ハナコ	生年月日	昭和47年5月5日
氏名	葛飾 花子	個人番号	113456789012
		世帯主の氏名	葛飾 太郎
		続柄	妻

- (2) 申告書裏面左下の「14 収入のなかった方の記載欄」の該当箇所に「レ」チェックをつけてください。

【例】

14 収入のなかった方の記載欄（該当する項目にチェックを入れてください）

- 仕送りを受けていた又は扶養されていた 遺族年金・障害年金を受けていた
 預貯金で生活していた
 雇用保険(失業保険)・労災保険等の給付を受けていた
 その他
(前年中どのように生計をたてていたか
記入してください。) _____

- (3) 扶養している方がいる場合は12~13ページを参考に申告書表面左側「②~② 配偶者控除・配偶者特別控除」、「② 扶養控除」に記入します。他にも「⑦⑧ ひとり親・寡婦控除」、「⑩ 障害者控除」に該当する場合は、忘れずに記入してください。

特別区民税・都民税が課税されない方

次の(1)~(3)のうち、いずれかに該当する方

- (1) 令和8年1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
(2) 本人が障害者、ひとり親、寡婦、未成年(平成20年1月3日以降の出生の方)で、
令和7年中の合計所得金額が135万円以下の方
(3) 令和7年中の合計所得金額が次に該当する方
(扶養親族がない方) 合計所得金額≤45万円
(扶養親族がある方) 合計所得金額≤35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)の人数+31万円

申告書の記入方法 (収入があった方)

表 面

10
14
ページを参照し、各種控除額を記入してください。

控除証明書の各「申告額」を記入してください。

令和8年(2026年)度 特別区民税・都民税申告書

葛飾区長あて

年 月 日提出

1月1日現在の住所	葛飾区立石5-13-1			通知書番号		
現在の住所	※1月1日の住所と異なる場合又は印字されている			電話番号	03-3695-1111	
フリガナ	カツシカ タロウ	生年月日	昭和47年2月2日	職業	会社員	
氏名	葛飾 太郎	個人番号	113456789012	屋号		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

※網掛け部分には何も記入しないでください

(13) 社会保険料控除	国民健康保険料等の計	後期高齢者医療保険料の計		1 収入金額等	事業	営業等	ア		
	50,000	円	円		農	業	イ		
	介護保険料の計	国民年金保険料の計			不	動	産	ウ	1101500
	円 (証明書等添付)	109,700	円		利	子	エ		
(14) 小規模企業共済等掛金控除(証明書添付)	その他の計	合 計		配	当	才			
	円 111	159,700	円	給	与	力	007		
	共済(旧第二種を除く)、心身障害者扶養共済、確定拠出年金の掛金の合計額	112	144,000	公的年金等	キ	010	3713558		
(15) 生命保険料控除(証明書添付)	新生命保険料の計	旧生命保険料の計		業	務	ク			
	213 60,126	円 114	185,155	そ	の	他	ケ		
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計		短	期	コ	045		
	214 70,175	円 115	円	長	期	サ	047		
(16) 地震保険料控除(証明書添付)	介護医療保険料の計			一	時	シ	049		
	215	円		事	営	業	等	① 030	
	旧長期損害保険料の計	地震保険料の計		農	業	② 031			
117	円 118	円	不	動	③ 033	140945			
(17) ～(19) ひとり親・寡婦勤労学生控除	(17)ひとり親控除	(18)寡婦控除	(19)□勤労学生控除	利	子	④ 034			
	事由 □未婚 □離婚 □死別 □生死不明	(学校名)	(証明書添付)	配	当	⑤ 035			
	事由発生年月: 年 月			給	与	⑥ 040	2529600		
(20) 障害者控除(証明書添付)	氏名 葛飾 はじめ	<input checked="" type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神	4 級度	公的年金等	キ	010	3713558		
		<input type="checkbox"/> 愛の手帳		業	務	ク			
(21)～(22) 配偶者控除・配偶者特別控除	氏名	□ 身体 <input type="checkbox"/> 精神	級度	そ	の	他	⑨ 042		
		<input type="checkbox"/> 愛の手帳		合計	(7)+(8)+(9)	⑩ 043			
	配偶者の氏名	生年月日	同居・別居の区分	総合譲渡・一時	⑪ 050				
同一生計配偶者	葛飾 花子	明・大昭平 47.5.5	同居	合計	⑫ 051	2670545			
	個人番号			社会保険料控除					
	所得の有無	所得の種類	収入金額	小規模企業共済等掛金控除					
有(無)		円	生命保険料控除						
(23) 扶養控除・特定親族特別控除	葛飾 梅子	生年月日 20.9.17	同居別居の区分	地震保険料控除					
	個人番号 5167890123456	合計所得金額 0	ひとり親・寡婦勤労学生控除						
	氏名 葛飾 春子	生年月日 16.12.1	配偶者控除						
個人番号 4156789012345	合計所得金額 105万	配偶者特別控除							
氏名	生年月日	明・大・昭・平・令	明・大・昭・平・令	合から(24)までの計					
個人番号		同居別居の区分	同居別居の区分	雑損控除					
合計所得金額		同居・別居	同居・別居	医療費控除					
個人番号				合計	(25)+(26)+(27)				
(25) 16歳未満の扶養親族	葛飾 はじめ	生年月日 27.7.10	同居別居の区分	給与から差し引き(特別徴収)					
	個人番号 3145678901234	平令	同居別居の区分	自分で納付(普通徴収)					
	氏名	生年月日	同居・別居						
個人番号									
合計所得金額									
個人番号									
別居の配偶者・扶養親族の方は裏面「12」も記入し、その方が国外居住の場合は証明書が必要となります。									
(27) 医療費控除(明細書添付)				(28) 雜損控除(証明書添付)					
a 支払った医療費	b 保険金等で補てんされる金額	c 医療費実質負担額(a-b)	損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損 害 を 受 け た 資 産 の 種 類				
350,000	135,000	215,000							

8つのページを参照し、収入・所得金額をそれぞれ記入してください。

収入・所得 申告書表面右側の「1 収入金額等」、「2 所得金額」に必ず記入してください。

営業等 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・ア 2 所得金額・①)

⇒ 事業から生じる収入金額 (所得は収入金額-必要経費)

(例) 製造業・卸売業・サービス業・外交員・内職・医師・弁護士・俳優・ホステスなど

必要経費 商品の原価、地代、家賃、租税公課、減価償却費、交通費など

* 申告書裏面の「8 事業・不動産に関する事項」欄にも記入し、決算書等も添付してください。

農 業 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・イ 2 所得金額・②)

⇒ 農業から生じる収入金額 (所得は収入金額-必要経費)

必要経費 種苗代、肥料代など

* 申告書裏面の「8 事業・不動産に関する事項」欄にも記入し、決算書等も添付してください。

不動産 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・ウ 2 所得金額・③)

⇒ 家賃・地代などによる収入金額 (所得は収入金額-必要経費)

必要経費 固定資産税、修繕費、減価償却費、損害保険料など

* 申告書裏面の「8 事業・不動産に関する事項」欄にも記入し、決算書等も添付してください。

利 子 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・エ 2 所得金額・④)

⇒ 日本国外に預けた預金の利子等。通常は、利子の申告は不要です。

配 当 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・オ 2 所得金額・⑤)

⇒ 株式の配当、剰余金の分配などの収入金額 (所得は収入金額-必要経費)

必要経費 株式などの元本を取得するための負債の利子

* 非上場株式等および上場株式等の大口株主は所得税の確定申告が必要な場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

* 申告書裏面の「9 配当所得に関する事項」欄にも記入してください。

給 与 (記載欄 申告書表面 1 収入金額等・カ 2 所得金額・⑥)

⇒ 給与、賞与などによる収入の合計金額

給与所得の金額は「給与所得の速算表」を参照してください。

* 源泉徴収票のない方は、給与明細や給与金額が分かる書類を添付してください。収入資料がない場合は受付できません。 収入資料の発行に関しては勤務先へご相談ください。

* 収入金額は社会保険料や所得税を差し引かれる前の金額です (交通費として支給されている金額は、収入金額から差し引くことができます)。

* 勤務が短期間であった場合も、給与明細等を添付のうえ給与収入・所得欄に記入してください。

給与所得の速算表

給与収入金額の合計	給与所得金額
1 円 ~ 650,999 円	0 円
651,000 円 ~ 1,899,999 円	収入-650,000 円
1,900,000 円 ~ 3,599,999 円	A×2,800-80,000 円
3,600,000 円 ~ 6,599,999 円	A×3,200-440,000 円
6,600,000 円 ~ 8,499,999 円	収入×0.9-1,100,000 円
8,500,000 円以上	収入-1,950,000 円

A= (収入÷4,000) 円未満切捨

雑 公的年金等 (記載欄 申告書表面 1収入金額等・キ 2所得金額・⑦)

⇒ 公的年金等による収入金額 (介護保険料や所得税などが差し引かれる前の金額)

(例) 国民年金・厚生年金・共済年金・恩給・年金基金など

* 公的年金等に係る雑所得の金額は「公的年金等に係る雑所得の速算表」を参照してください。(記入省略可)

* 遺族年金・障害年金などは、課税の対象となりませんので、申告書裏面「14 収入のなかった方の記載欄」の「□ 遺族年金・障害年金を受けていた」に「レ」チェックを記入してください。

公的年金等に係る雑所得の速算表

公的年金等の収入金額(B)		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 昭和36年1月1日 以前に生まれた方	330万円未満	B-1,100,000円	B-1,000,000円	B-900,000円
	330万円以上 410万円未満	B×0.75-275,000円	B×0.75-175,000円	B×0.75-75,000円
	410万円以上 770万円未満	B×0.85-685,000円	B×0.85-585,000円	B×0.85-485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	B×0.95-1,455,000円	B×0.95-1,355,000円	B×0.95-1,255,000円
	1,000万円以上	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円
65歳未満 昭和36年1月2日 以後に生まれた方	130万円未満	B-600,000円	B-500,000円	B-400,000円
	130万円以上 410万円未満	B×0.75-275,000円	B×0.75-175,000円	B×0.75-75,000円
	410万円以上 770万円未満	B×0.85-685,000円	B×0.85-585,000円	B×0.85-485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	B×0.95-1,455,000円	B×0.95-1,355,000円	B×0.95-1,255,000円
	1,000万円以上	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円

雑 業務にかかる雑所得 (記載欄 申告書表面 1収入金額等・ク 2所得金額・⑧)

⇒ 原稿料、講演料などの副収入による所得 (所得は収入金額-必要経費)

(例) 副収入としての原稿料や印税・シルバー人材センターの分配金・福祉作業所等の工賃 など

必要経費 原稿用紙代、資料代など

* 申告書裏面の「10 雜所得(公的年金等以外)に関する事項」欄にも記入してください。

雑 その他の雑所得 (記載欄 申告書表面 1収入金額等・ケ 2所得金額・⑨)

⇒ いずれにも該当しない収入金額 (所得は収入金額-必要経費)

(例) 生命保険年金・郵便局の年金保険・互助年金など

必要経費 年金掛金など

* 申告書裏面の「10 雜所得(公的年金等以外)に関する事項」欄にも記入してください。

譲渡所得 (記載欄 申告書表面 1収入金額等・コ、サ 2所得金額・⑪)

⇒ 機械、自動車などの譲渡収入 (生活用動産の譲渡による所得は課税されません)

保有期間が5年以下の資産の譲渡は短期譲渡、5年を越える場合は長期譲渡に分かれます。

必要経費 譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費など

特別控除額 短期と長期を合わせて50万円(上限額)

* 申告書裏面「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄にも記入してください。

一時所得 (記載欄 申告書表面 1収入金額等・シ 2所得金額・⑪)

⇒ 賞金・懸賞金・競馬などの払戻金、満期生命保険料などの一時的な収入

必要経費 生命保険料支払額、掛金の総額など

特別控除額 50万円(上限額)

* 申告書裏面「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄にも記入してください。

所得から差し引かれる金額等

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に必ず記入してください。

⑥ 雜損控除

⇒ あなた又は生計を一にする配偶者やその他の親族の有する資産（家・家財道具・現金など）について災害、盗難などによる損失を生じた場合

必要書類 災害関連支出の金額の領収書（原本）、り災証明書（原本）など

控除額 次の①、②のいずれか多い方の金額を適用

①（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－〔総所得金額等×10%〕

② 災害関連支出金額（※）－5万円

※ 災害関連支出金額とは、損失の金額のうち災害等に関連して住宅家財等の取壊しや除去等のために支出した金額

⑦ 医療費控除

⇒ 令和7年中に、あなた又は生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合

必要書類 医療費控除の明細書

* **医療費の領収書では受付できません。**

* 医療保険者等が発行する医療費通知（原本）を提出する場合、通知に記載の内容については明細書への記載の省略が可能です。通知に記載がない内容は、明細書に記載してください。

控除額 （医療費－補てんされる金額）－〔（10万円）または（総所得金額等の5%）の少ない方の金額〕

【控除限度額 200万円】

* 補てんされる金額は、出産一時金、高額療養費、保険会社からの医療費の補てんを目的として支払われた保険金などが該当します。

* 介護保険サービスで医療費控除の対象になるものは、領収証に医療費控除対象額の記載があるものです。

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

⇒ 令和7年中に、健康維持・増進および疾病予防への一定の取組を行ったあなたが、あなたまたは生計を一にする配偶者やその他の親族が使用する医薬品の購入費を支払った場合

必要書類 セルフメディケーション税制の明細書（領収書では受付できません）

控除額 （スイッチOTC医薬品購入費－補てんされる金額）－12,000円

【控除限度額 88,000円】

* 通常の医療費控除と医療費控除の特例は、どちらか一方しか適用できません。

* 医薬品は、厚生労働省が定めたスイッチOTC医薬品が対象となります。

* 一定の取組に要した費用は、控除の対象にはなりません。

* 申告書表面右側「4 所得から差し引かれる金額 ⑦医療費控除」の欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

⑧ 社会保険料控除

⇒ 令和7年中に、あなた又は生計を一にする配偶者やその他の親族の国民健康保険料、国民年金保険料（基金も含む）や介護保険料、後期高齢者医療保険料などを支払った場合

必要書類 国民年金保険料の控除証明書の原本（本人控不可）または領収書（コピー可）

控除額 支払金額

* あなた以外が受け取る年金から差し引かれている国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は控除できません。

⑨ 小規模企業共済等掛金控除

⇒ 令和7年中に、小規模企業共済法による共済契約の掛金（旧第二種を除く）、心身障害者扶養共済掛金（一定の要件を備えているもの）や確定拠出年金掛金を支払った場合

必要書類 証明書（原本） **控除額** 支払金額

⑩ 生命保険料控除

⇒ 令和7年中に、あなた又は配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合

必要書類	控除証明書（原本）	旧契約の一般生命保険で支払額が年間9,000円以下の場合は必要ありません。
控除額	* 一般生命保険料、個人年金保険料および介護医療保険料をそれぞれ下表の計算式にあてはめ、算出した控除額の合計金額 【控除限度額 合計70,000円】	
	* 一般生命保険料又は個人年金保険料については、旧契約と新契約（※）の両方で控除の適用を受ける場合、次の①、②のいずれか多い方の金額を控除額とします。	
	① 旧契約分の控除額+新契約分の控除額 【限度額 28,000円】	
	② 旧契約分の控除額のみ 【限度額 35,000円】	
	* 控除証明書に記載の <u>申告額</u> を記入してください。	

※新契約とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等、旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等をいいます。

※介護医療保険料については、新契約での適用となります。

旧 契 約	(ア) 支払った保険料	控除額	新 契 約	(イ) 支払った保険料	控除額
	0円～15,000円	全額		0円～12,000円	全額
	15,001円～40,000円	(ア)×50%+7,500円		12,001円～32,000円	(イ)×50%+6,000円
	40,001円～70,000円	(ア)×25%+17,500円		32,001円～56,000円	(イ)×25%+14,000円
	70,001円～	35,000円		56,001円～	28,000円

⑯ 地震保険料控除

⇒ 令和7年中に、あなた又は生計を一にする配偶者やその他の親族が、常時居住している家屋などの損害保険料のうち、地震または噴火などの原因により生じた損失を補てんする保険金が支払われる地震保険料部分を支払った場合

必要書類 控除証明書（原本）

控除額 地震保険料と旧長期損害保険料をそれぞれ下表の計算式にあてはめ、算出した控除額の合計金額
【控除限度額 合計25,000円】

* 控除証明書に記載の申告額を記入してください。

地 震	支払った保険料	控除額	旧 長 期	(ア) 支払った保険料	控除額
	0円～50,000円	支払った保険料×50%		0円～5,000円	全額
	50,001円～	25,000円		5,001円～15,000円	(ア)×50%+2,500円
				15,001円～	10,000円

旧長期損害保険料とは、保健期間が10年以上で満期返戻金があり、平成18年末までに契約されたものをいいます。

⑰⑱ ひとり親・寡婦控除（該当する控除を丸で囲んでください）

⑰ひとり親控除 ※配偶者の状況（未婚・離婚等）について□をつけてください。

⇒ 令和7年12月31日時点で婚姻していない方、配偶者が生死不明などの方で、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下）を有する単身者（合計所得金額が500万円以下に限る）の場合（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く） 控除額 26万円

⑱寡婦控除 ※配偶者の状況（死別・離婚等）について□をつけてください。

⇒ 上記の「ひとり親控除」にあたらない寡婦の方で、次の（1）（2）のいずれかに該当する場合

（いずれも事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く）

（1）夫と離婚後、婚姻していない方で、令和7年中の合計所得金額が500万円以下かつ扶養親族がいる方

（2）夫と死別した後、婚姻していない方や、夫が生死不明などの方で、令和7年中の合計所得金額が

500万円以下の方 控除額 26万円

⑲ 勤労学生控除

⇒ あなたが特定の学校の学生・生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ令和7年中の合計所得金額が85万円以下で、配当所得などの勤労によらない所得金額が10万円以下の場合

必要書類 学生証（コピー可）、在学する専修学校の長等から交付された勤労学生控除の手続きに必要な証明書（原本）など

控除額 26万円

② 障害者控除

⇒ あなたやあなたの同一生計配偶者及び扶養親族が障害者である場合

必要書類 障害の程度が証明できるもの（障害者手帳、障害者控除対象者認定書など・コピー可）

控除額 普通障害者 26万円

特別障害者 30万円（身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級の方等が対象）

* 氏名・該当する障害の区分に「レ」チェックを記入し、障害の程度を記入してください。

* 同一生計配偶者または扶養親族（16歳未満の年少扶養親族を含む）が同居の特別障害者である場合、特別障害の額に23万円加算

③ 配偶者控除

⇒ あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和7年12月31日（年の途中で死亡した場合は、死亡日）の現況において、あなたと生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合

控除額 下表のとおり

あなたの 合計所得 金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
	～900万円以下	33万円
	900万円超～950万円以下	22万円
	950万円超～1,000万円以下	11万円
	1,000万円超	—

* 国外居住親族に係る扶養控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類」「送金関係書類」に加え、「留学ビザ等書類」「38万円送金書類」等が必要になります。なお、これらの書類が外国語で作成されている場合には日本語訳文も必要になります。

給与や年金等の支払者に既に提出又は提示している場合は、これらの書類は必要ありません。

同一生計配偶者

⇒ あなたの合計所得金額が1,000万円超で、あなたと生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合

控除額 適用なし

* 同一生計配偶者を非課税判定の扶養人数として加えることや障害者控除を適用することは可能です。

* 同一生計配偶者を適用する場合は、申告書表面左側「②～② 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」の「□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」に「レ」チェックを記入してください。（配偶者控除を適用される方につきましては、「レ」チェックの記入は必要ありません。）

④ 配偶者特別控除

⇒ あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合

控除額 下表のとおり

配偶者の合計 あなたの 所得金額 合計所得金額	58万円超 ～100万円	～105万円	～110万円	～115万円	～120万円	～125万円	～130万円	～133万円
～900万円以下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
900万円超 ～950万円以下	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
950万円超 ～1,000万円以下	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
1,000万円超	—	—	—	—	—	—	—	—

* 配偶者の「所得の有無」欄を記入し、所得がある場合には「所得の種類」欄と「合計所得金額」欄にも記入してください。収入が給与（パート収入を含む）又は年金の場合には、「収入金額」欄も記入してください。

* 国外居住親族に係る扶養控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類」「送金関係書類」に加え、「留学ビザ等書類」「38万円送金書類」等が必要になります。なお、これらの書類が外国語で作成されている場合には日本語訳文も必要になります。（提出書類についての詳細は区ホームページをご確認ください。）

給与や年金等の支払者に既に提出又は提示している場合は、これらの書類は必要ありません。

㉓ 扶養控除

⇒ 令和7年12月31日（年の途中で死亡した場合は、死亡日）の現況において、あなたと生計を一にする親族のうち令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合

控除額 右表のとおり

扶養区分		控除額
普通扶養	平成19年1月2日～平成22年1月1日出生	33万円
	昭和31年1月2日～平成15年1月1日出生	
特定扶養	平成15年1月2日～平成19年1月1日出生	45万円
老人扶養	昭和31年1月1日以前出生	38万円
同居老親等		45万円
年少扶養	平成22年1月2日～令和7年12月31日出生	—

* 同じ人を二人以上の人気が重複して扶養にとることはできません。

* 配偶者及び扶養親族が別居している場合は、申告書裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」欄にも氏名、住所を記入してください。

*国外居住親族に係る扶養控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類（原本）」「送金関係書類」に加え、「留学ビザ等書類」「38万円送金書類」等が必要になります。なお、これらの書類が外国語で作成されている場合には日本語訳文も必要になります。

給与や年金等の支払者に既に提出又は提示している場合は、これらの書類は必要ありません。

特定親族特別控除

⇒ あなたと生計を一にする（配偶者及び事業専従者を除く）19歳以上23歳未満の親族（平成15年1月2日～平成19年1月1日出生）で、令和7年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合

控除額 右表のとおり

扶養親族の合計所得金額	控除額
58万円超～95万円以下	45万円
95万円超～100万円以下	41万円
100万円超～105万円以下	31万円
105万円超～110万円以下	21万円
110万円超～115万円以下	11万円
115万円超～120万円以下	6万円
120万円超～123万円以下	3万円

所得金額調整控除に関する事項

⇒ あなたの給与の収入金額が850万円を超え、以下の（1）～（3）のいずれかに該当する場合に記載します
(記載欄 申告書裏面17)。該当する方が複数の場合はいずれか1名を記載します。

- (1) あなたが特別障害者
- (2) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
- (3) 23歳未満の扶養親族を有する

※この控除については扶養控除と異なり、1人の扶養親族に対して、2人以上の納税義務者が重複して控除を申告することができます。

控除額 (給与等の収入金額（上限1,000万円）－ 850万円） × 10%

㉔ 基礎控除

⇒ あなたの昨年1年間の合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用されます。

控除額 右表のとおり

所得割の納税義務者の前年の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	—

寄附金に関する事項（寄附金税額控除）

⇒ 令和7年中に「都道府県、区市町村（ふるさと納税）」「東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部」

「東京都又は葛飾区の条例指定分団体」に寄附をし、寄附金税額控除の適用を受けようとする場合

必要書類 寄附金領収書（原本）、寄附金受領証明書（原本）など

* 申告書表面下部にある「6 寄附金に関する事項」の該当箇所にそれぞれ金額を記入してください。

* 「条例指定分」は「東京都又は葛飾区の条例で指定されている団体への寄附」のみが対象です。

* 所得税でも寄附金控除を適用する場合は、所得税の確定申告書を税務署へ提出する必要があります。

* **特別区民税・都民税の申告をした場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用がなくなります。**

給与・公的年金等に係る所得以外の特別区民税・都民税の納税方法

⇒ 給与・公的年金等に係る所得以外に令和7年中に所得がある場合に記入します。

該当の所得から生じる特別区民税・都民税を給与から差し引く場合、給与から差し引き（特別徴収）にレセッシュクをし、窓口等で納付する場合、自分で納付（普通徴収）にレセッシュクをします。

* 特別徴収になる給与所得が発生しなかった場合、この欄の記載にかかわらず普通徴収になります。

* 記載がない場合や、申告期限内にご申告いただけなかった場合、ご希望の納税方法にならないことがあります。

特別区民税・都民税の計算のしかた（概算）

所得金額（※①） - 所得控除合計額（※②） = 課税総所得金額（1,000円未満切捨）

課税総所得金額 × 税率（区6%・都4%） - 税額控除（※③） = 所得割額

所得割額 + 均等割額4,000円（区3,000円・都1,000円）+森林環境税1,000円 = 年税額

（※①） 収入金額 - 必要経費等（収入を得るための必要な支出額） ※8～9ページ参照

（※②） 10～13ページの所得控除

（※③） 調整控除、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除等

* 分離課税所得がある場合は計算方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。

令和8年度の特別区民税・都民税から適用される主な税制改正

令和7年度税制改正において、令和8年度住民税から適用される主な改正点は以下のとおりです。

（1）給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額が190万円以下の方の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられます。

（2）扶養控除等の所得金額要件の見直し

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

* 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額 (改正前) 48万円 (改正後) 58万円

* ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等 (改正前) 48万円 (改正後) 58万円

* 雑損控除に係る親族の総所得金額等 (改正前) 48万円 (改正後) 58万円

* 勤労学生控除の合計所得金額 (改正前) 75万円 (改正後) 85万円

* 家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額 (改正前) 55万円 (改正後) 65万円

（3）特定親族特別控除の創設

概要については、13ページに記載していますのでご確認ください。

申告書の控え（下書き用）

表 面

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(13) 社会保険料控除	国民健康保険料等の計		後期高齢者医療保険料の計		1 収入金額等	営業等			
	円		円			農業	ア		
	介護保険料の計		国民年金保険料の計			不動産	イ		
	円 (証明書等添付)		円			利子	ウ		
	その他の計		合計			配当	エ		
	円 111		円			給与	オ	007	
(4) 小規模企業共済等掛金控除 (証明書添付)		共済(旧第二種を除く)、心身障害者扶養共済、確定拠出年金の掛金の合計額 112		公的年金等	キ	010			
(15) 生命保険料控除 (証明書添付)	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		事業	ア			
	213		円 114		農業	イ	030		
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		不動産	ウ	031		
	214		円 115		利子	エ	033		
介護医療保険料の計				配当	オ	034			
215		円		給与	キ	035			
(16) 地震保険料控除 (証明書添付)		旧長期損害保険料の計 地震保険料の計		公的年金等	ア	040			
117		円 118		事業	イ	041			
(17) ~ (19) ひとり親・寡婦勤労学生控除		(17)ひとり親控除 (18)寡婦控除 (19) 勤労学生控除 (学校名) (証明書添付)		農業	ウ	042			
事由 □ 未婚 □ 離婚 □ 死別 □ 生死不明		事由発生年月: 年 月		利子	エ	043			
(20) 障害者控除 (証明書添付)		氏名		配当	オ	044			
氏名		□ 身体 □ 精神 □ 愛の手帳		給与	キ	045			
(21)~(22) 配偶者控除		配偶者の氏名		公的年金等	ア	046			
配偶者特別控除		明・大昭・平令		事業	イ	047			
同一生計配偶者		生年月日		農業	ウ	048			
個人番号				利子	エ	049			
所得の有無		所得の種類		配当	オ	050			
有・無		収入金額		給与	キ	051			
(23) 扶養控除・特定親族特別控除		生年月日		公的年金等	ア				
氏名				事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居別居の区分		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名		同居・別居		給与	キ				
個人番号				公的年金等	ア				
氏名		同居・別居		事業	イ				
個人番号				農業	ウ				
氏名		明・大昭・平令		利子	エ				
個人番号				配当	オ				
氏名									

申告書の控え（下書き用）

裏面

7 紙与所得の内訳

〔日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票以外の収入資料を添付する方は記入してください。〕

月	日	給	勤務日数	収入金額(月収)
1		円		円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等				円
合計			表面に同じ金額を記入してください	円
勤務先名				
勤務先所在地				
勤務先電話番号				

8 事業・不動産に関する事項

青色申告決算書または収支内訳書を添付の上、記入してください。
資料がない場合、受付ができません。

D 欄に記入した 所得金額 を表面 2所得金額欄の
所得の種類 にて記入してください

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	A 収入金額	B 必要経費	C 青色申告特別控除額	D 所得金額(a-b-c)

9 配当所得に関する事項

E欄に記入した所得金額を表面2所得金額欄の⑤配当に記入してください

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費	E 所得金額 (収入金額-必要経費)
		・	円	円	円
		・			
		・			
		・			

10 雜所得(公的年金等以外)に関する事項

F 欄に記入した所得金額を表面2所得金額欄の雑所得
②業務支出は②の件に記入して下さい。

⑧業務または⑨その他に記入してください

		⑧業務または⑨その他に記入してください		
種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	F 所得金額 (収入金額-必要経費)
		円	円	円

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

G～J欄に記入した所得金額に記載した金額を表面の該当箇所に記入してください

		種目	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期		円	円	円	円	G(表面コに記入してください) H(表面サ)
	長期						I(表面シ)
一時							J(表面⑪) 合計 G+{(H+I)×1/2}

12 事業専従者に関する事項

氏名		個人番号	統柄	生年月日	従事月数	専従(事務)	従業員(勤務)	被除(被除)	給与(年額)
			明大平会	· ·					円
			明大平会	· ·					円
合	計	円	所得税における青色申告無の承認	ありなし					

15 事業税に関する事項

事業用資産の譲渡損失など		種類	所得金額	印
損益通算の特例適用前	の不動産所得			印
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類			印
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月	日	
他都道府県の事務所等				

13 別居の扶養親族等に関する事項

※国外居住の扶養親族がいる場合には証明書の添付が必要です

氏名	個人番号	住所	国外居住
			□配偶者 □10歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □87万円以上の支払
			□配偶者 □10歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □87万円以上の支払
			□配偶者 □10歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □87万円以上の支払
			□配偶者 □10歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □87万円以上の支払

16 単身赴任・海外出張をしている方

勤務先名 赴 任 先		電話			
勤務先の 所 在 地					
赴 任 先 住 所					
赴任期間	年	月	日～年	月	日(予)

14 収入のなかつた方の記載欄（該当する項目にチェックを入れてください）

- 仕送りを受けていた又は扶養されていた 遺族年金・障害年金を受けていた
 - 預貯金で生活していた
 - 雇用保険(失業保険)・労災保険等の給付を受けていた
 - その他
(前年などのように生計をたてていたか
記入してください。) _____

17 所得金額調整控除に関する事項

氏名			級	統柄	生年月日	明・大・昭・平・令
特別障害者 に該当 する場合			個人 番号			
別居の 場合の 住所						

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。